

4 補助対象設備ごとの要件及び必要書類

4-1 家庭用燃料電池システム（エネファーム）

（1）設備の要件

燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けているものであること。ただし、停電時自立運転機能を有するものに限る。

（2）必要書類

① 購入の場合

必要書類	記載要件及び書類例等
申請書 (第1号様式)	記入例(77ページ)を参考にし、必要事項を記入すること。 ※市長が住民登録及び税の納付状況を確認することに同意しない場合は、 <u>住民票及び納税証明書の写しの提出が必要</u> 。
補助対象設備の概要 (第1号様式別紙1)	記入例(81ページ)を参考にし、必要事項を記入すること。
国等からの交付を受けたことがわかる書類	※第1号様式別紙1において、国等からの補助金を補助対象経費から控除した結果、 <u>市への交付申請の額が100,000円を下回る場合に限り必要</u> 。
申請者の本人確認書類の写し	・ <u>顔写真付き</u> の官公庁が発行するもの(1点) 例. 運転免許証、パスポート(住所が記載されているもの)、マイナンバーカード等 ・ <u>その他顔写真無し</u> のもの(2点以上) 例. 健康保険証(住所が記載されていること)、年金手帳、通帳、キャッシュカード、診察券等、住民票の写し(概ね3か月以内に発行されたもの)等 ※有効期限が切れている、住所氏名が申請書の記載と一致していない等は本人確認書類として認められません。
設置設備等が補助対象であることがわかる書類	一般社団法人燃料電池普及促進協会 エネファームの機器登録リスト から設置した設備がわかる部分をご用意ください。 ※「自立」が「A」又は「B」の機器のみ対象
契約書又は注文書・注文請書の写し	契約(注文)書に①経費の明細、一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けている②型番及び設置数、③工事着工(予定)日・工事完了(予定)日が記載されているもの。



※「エネファーム」のみの記載は不可
(例)

工事請負契約書			
工事名：エネファーム工事			
工事場所：松戸市□□□□			
③ 工事着工日： 年 月 日 工事完了日： 年 月 日			
内容（製品名等）	型式	数量	① 価格
② エネファーム	ABC-0123	1	¥1,000,000
燃料電池ユニット	AA123	1	¥500,000
貯湯ユニット	AB123	1	¥500,000
工事費	-	1	¥500,000
小計			¥1,500,000
消費税及び地方消費税			150,000
合計			¥1,650,000
発注者：〇〇 〇〇			
受注者：△△△△会社			

・経費の明細とは、補助対象設備（メーカー名、リスト登録型番）、補助対象設備の設置工事費用の記載があるものです。記載がない場合は、**経費内訳書**を追加提出ください。なお、経費内訳書は、契約会社の経費の明細がわかる書類（見積書、内訳書、請求書等）をもって代用することができます。

・契約（注文内容）を途中で変更されている場合は“変更契約（注文内容の変更）書類”も併せてご提出ください。

・工事期間について


契約書又は注文書に記載された着工日及び完了日と実態が異なっている場合又は、記載されていない場合は**工事着工完了証明書**を追加提出ください。

ただし、工事着工完了証明書は、契約会社から工事完了報告書

	<p>等の工事着工日と完了日が記載された書類がある場合はこれを代用することができます。</p> <p>なお、契約業者ではなく工事施工業者からの工事完了報告書等工事着工日と完了日が記載された書類がある場合は、契約会社と工事施工業者の関係がわかる書類を添付してください。</p> <p>【住宅の新築に併せて補助対象設備を設置する場合】</p> <p>①新築住宅の契約と別に補助対象設備の契約を行った場合 ⇒工事着工日及び完了日は、補助対象設備の工事が行われたとおりとなります。</p> <p>②住宅購入の契約の中に補助対象設備の契約が一体となっている場合 ⇒工事着工日は補助対象設備の工事が行われた日、<u>完了日は住宅の引渡し日</u>となります。</p> <p>【未使用の補助対象設備が設置された住宅を取得する場合（建売住宅を購入した場合）】</p> <p><u>着工日及び完了日は、住宅の引渡しを受けた日</u>となり、契約書に引渡し日が記載されている必要があります。</p>
<p>契約(注文)連名者委任状 ※<u>契約（注文）者が複数</u> <u>のとき</u></p>	<p>複数名が申請可能な状態であるため、申請の権限を申請者に委任するものです。</p>
<p>領収書等の写し</p>	<p>領収書等に①<u>契約（注文）金額と一致</u>、②<u>契約（注文）書に記載された施工内容等と合致する</u>但し書きが記載されているもの。</p> <p>(例)</p> <div data-bbox="580 1346 1347 1637" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">領収書</p> <p>〇〇 様 ①、② 令和 年 月 日</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>¥1,650,000</p> <p>但し、エネファーム工事費として</p> </div> <p style="text-align: right;">△△△△会社</p> </div> <p>【複数回支払いしている場合】 その全ての支払いが確認できる領収書等を提出してください。</p> <p>【クレジットやローン等での支払い場合】 次のいずれかをご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売店発行のクレジット払いによる支払を証明する書類（支払証明書） ・全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的

	<p>な支払いスケジュールが明記されている) 契約書類 ※契約の申込書ではなく、契約締結後の書類をご用意ください。</p> <p>【領収書発行者が契約（注文先）業者と異なる場合】 主に契約（注文請）業者の下請業者が考えられますが、この場合は領収書発行者と契約（注文）業者の関係性がわかる書類を追加提出してください。 例. 契約書に工事に関しては領収書発行者が実施する旨の記載がある等</p> <p>【領収書の発行がない場合】 領収証明書の様式を用意していますので、契約業者に作成を依頼し提出してください。</p>
カタログ又は仕様書等の写し	メーカー名、形状、一般社団法人燃料電池普及促進協会のリスト登録型番が確認できるもの。
設置図面	平面図には住宅の形と玄関、方角、 <u>発電ユニット及び貯湯ユニットの設置場所</u> を記載ください。なお、手書きの平面図は可能な限り避けてください。
設置状況が確認できる写真	発電ユニット及び貯湯ユニットの設置した 全景及び銘板 が確認できるもの。 ※工事中と思われる写真や設備や銘板の文字が確認できない場合は不可。
未使用品であることを確認できる書類の写し（いずれか1点）	メーカー発行の保証書、出荷証明書、出荷検査成績書（検査日の記載があるもの） 等の写し ※メーカーによっては「納品書」という名称で発行されている場合があります。メーカーから販売店に設備が納品されていることを証明できるものがあれば、書類の名称は問いません。なお、メーカーからに限らず、問屋などからの証明書でもかまいません。
請求書 （第4号様式）	原本提出 請求者及び口座名義は申請者と同一であること。

② リースの場合（リース事業者とリース先の共同申請）

必要書類	記載要件及び書類例等
申請書 (第1号様式)	記入例（79ページ）を参考にし、必要事項を記入すること。 ※市長が住民登録及び税の納付状況を確認することに同意しない場合は、住民票及び納税証明書の写しの提出が必要。
補助対象設備の概要 (第1号様式別紙1)	記入例（81ページ）を参考にし、必要事項を記入すること。
国等からの交付を受けたことがわかる書類	※第1号様式別紙1において、国等からの補助金を補助対象経費から控除した結果、市への交付申請の額が100,000円を下回る場合に限り必要。
申請者の本人確認書類の写し	<p>① 申請書上段のリース事業者 担当者又は代表者のもので、以下の書類のうち2点以上を提出 社員証、保険証、名刺等</p> <p>② 申請書下段のリース先 ・顔写真付きの官公庁が発行するもの（1点） 例. 運転免許証、パスポート（住所が記載されているもの）、マイナンバーカード等 ・その他顔写真無しのもの（2点以上） 例. 健康保険証（住所が記載されていること）、年金手帳、通帳、キャッシュカード、診察券等、住民票の写し（概ね3か月以内に発行されたもの）等</p> <p>※有効期限が切れている、住所氏名が申請書の記載と一致していない等は本人確認書類として認められません。</p>
法人に係る登記事項証明書 ※リース事業者のみ	現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（概ね6か月以内のもの）
設置設備等が補助対象であることがわかる書類	<p>一般社団法人燃料電池普及促進協会 エネファームの機器登録リストから設置した設備がわかる部分をご用意ください。</p> <p>※「自立」が「A」又は「B」の機器のみ対象</p> 
リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し	<p>① 設備の購入費・工事費が確認できる書類の写し リース事業者が販売店に対し設備が購入・工事したことがわかる領収書等を提出してください。</p> <p>【複数回支払いしている場合】 その全ての支払いが確認できる領収書等を提出してください。</p> <p>【クレジットやローン等での支払い場合】 次のいずれかをご提出ください。</p>

・販売店発行のクレジット払いによる支払を証明する書類（支払証明書）

・全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的な支払いスケジュールが明記されている）契約書類

※契約の申込書ではなく、契約締結後の書類をご用意ください。

【領収書の発行がない場合】

領収証明書の様式を用意していますので、販売店に作成を依頼し提出してください。

② リース契約書の写し

リース契約書に①**経費の明細**、一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けている②**型番及び設置数**、③**工事着工（予定）日・工事完了（予定）日**が記載されているもの。

※「エネファーム」のみの記載は不可

・経費の明細とは、補助対象設備（メーカー名、リスト登録型番）、補助対象設備の設置工事費用の記載があるものです。記載ない場合は、**経費内訳書**を追加提出ください。なお、経費内訳書は、リース契約会社の経費の明細がわかる書類（見積書、内訳書、請求書等）をもって代用することができます。

・リース契約を途中で変更されている場合は“変更契約（注文内容の変更）書類”も併せてご提出ください。

・工事期間について

リース契約書に記載された着工日及び完了日と実態が異なっている場合又は、記載されていない場合は**工事着工完了証明書**を追加提出ください。

ただし、工事着工完了証明書は、リース契約会社から工事完了報告書等の工事着工日と完了日が記載された書類がある場合はこれを代用することができます。

なお、リース契約業者ではなく工事施工業者からの工事完了報告書等工事着工日と完了日が記載された書類がある場合は、リース契約会社と工事施工業者の関係がわかる書類を添付してください。

【住宅の新築に併せて補助対象設備を設置する場合】

①新築住宅の契約と別に補助対象設備の契約を行った場合

⇒工事着工日及び完了日は、補助対象設備の工事が行われたとおりとなります。

②住宅購入の契約の中に補助対象設備の契約が一体となっている

	<p>場合</p> <p>⇒工事着工日は補助対象設備の工事が行われた日、<u>完了日は住宅の引渡し日となります。</u></p>
<p>契約(注文)連名者委任状</p> <p>※<u>契約(注文)者が複数</u> <u>のとき</u></p>	<p>複数名が申請可能な状態であるため、申請の権限を申請者に委任するものです。</p>
<p>カタログ又は仕様書等の 写し</p>	<p>メーカー名、形状、一般社団法人燃料電池普及促進協会のリスト登録型番が確認できるもの。</p>
<p>設置図面</p>	<p>平面図には住宅の形と玄関、方角、<u>発電ユニット及び貯湯ユニットの設置場所</u>を記載ください。なお、手書きの平面図は可能な限り避けてください。</p>
<p>設置状況が確認できる写真</p>	<p>発電ユニット及び貯湯ユニットの設置した全景及び銘板が確認できるもの。 ※工事中と思われる写真や設備や銘板の文字が確認できない場合は不可。</p>
<p>未使用品であることを確認できる書類の写し(いずれか1点)</p>	<p>メーカー発行の保証書、出荷証明書、出荷検査成績書(検査日の記載があるもの)等の写し ※メーカーによっては「納品書」という名称で発行されている場合があります。メーカーから販売店に設備が納品されていることを証明できるものがあれば、書類の名称は問いません。なお、メーカーからに限らず、問屋などからの証明書でもかまいません。</p>
<p>貸与料金の算定根拠明細書(様式第1号別紙2)</p>	<p>注意事項を確認し、必要事項を記入すること。</p>
<p>請求書 (第4号様式)</p>	<p><u>原本提出(押印必須)</u> 請求者及び口座名義は申請者と同一であること。</p>